



福祉施設版

NEWS LETTER

2024 年 12 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿 7 - 4 - 7 イマス浜田ビル 3 階
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

介護福祉士国家試験、パート合格導入へ

介護人材は、2040 年度までに 57 万人の増員が必要と推計されています。このための重要な改革として、2025 年度から介護福祉士国家試験に「パート合格」を導入するとの報告書[※]が、厚生労働省の有識者会議より示されました。



就労しながらでも、受験しやすい制度に

パート合格制度は、現行の介護福祉士国家試験の 13 科目を 3 分割し、パートごとに合否を判定する制度です。一度に全科目合格できなくとも、複数年に分けてパート合格を積み重ね、資格取得を目指すことができます。

介護福祉士の国家試験は、合格率 8 割超と高い水準が維持されています。それでもパート合格制度の導入が検討される背景として、深刻さを極める介護業界の人材不足と将来需要があるのは言わずもがなです。中でも特に、次の事情が大きく作用したといえます。

1. 受験者の多くが、日々介護業務に就労しながら学習時間を確保している
2. 外国人介護人材の受入拡充の流れの中で、在留期間の制限なく日本で就労するためには介護福祉士資格取得が必要

パート合格の導入により段階的に資格取得を目指せるため、より受験しやすい仕組みとなり、合格率向上も期待されています。

一方で関係団体からは、介護福祉士の資格の

価値や社会的評価が低下するのではないかとの懸念の声もあります。パート化で各教育課程の位置づけが明確になり、専門性の確保や質の安定提供が保証される等、懸念を払拭できる制度設計が求められています。

受験科目を 3 つに分けて合否を判定

現段階では上述の有識者会議にて、具体的な内容として次のように提言されています。

- 科目を 3 つのパートに分割

A	人間の尊厳と自立、介護の基本、社会の理解、人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術、生活支援技術
B	こころとからだのしくみ、発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、医療的ケア
C	介護過程、総合問題

- 初受験時は全パート受験
再受験時は不合格パートの受験が必須
- 全パート受験の場合、まずは全パートの総得点で合否を判断
不合格の場合にパートごとに合否判断
- パート合格した受験年の翌々年まで有効
- 第 38 回試験(2026 年 1 月実施)から導入

最新情報にもご注目ください。

福祉介護関連業種の年末賞与支給状況

今年も年末賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果*から、福祉介護関連業種における直近5年間（2019～2023年）の年末賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などを、事業所規模別にご紹介します。

児童福祉事業はどちらの規模も増加

上記調査結果から、業種別に1人平均支給額等の推移をまとめると、下表のとおりです。

2023年の1人平均支給額は、児童福祉事業は5～29人と30～99人のどちらも増加し、直近5年間では最高額になりました。老人福祉・介護事業はどちらも減少し、障害者福祉事業は5～29人は減少、30～99人が増加しました。

2023年のきまって支給する給与に対する支給割合は、老人福祉・介護事業以外は1ヶ月を超えています。

支給労働者数割合と支給事業所数割合では、老人福祉・介護事業と障害者福祉事業の30～99人が100%となりました。

今年の年末賞与はどのような結果になるでしょうか。

業種別の年末賞与支給労働者1人平均支給額等の推移

児童福祉事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
支給労働者1人平均支給額(千円)	240	226	230	243	248	354	349	315	284	358
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	1.12	1.08	1.11	1.14	1.10	1.51	1.53	1.40	1.39	1.39
支給労働者数割合(%)	83.4	73.2	72.7	67.2	75.3	96.3	97.2	89.4	88.2	93.7
支給事業所数割合(%)	79.3	67.5	71.5	65.1	71.1	95.0	96.0	93.1	91.2	91.7
老人福祉・介護事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
支給労働者1人平均支給額(千円)	138	135	147	145	121	243	262	233	224	143
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	0.78	0.77	0.78	0.79	0.66	1.11	1.15	1.08	1.00	0.90
支給労働者数割合(%)	80.5	73.8	74.9	72.0	69.1	95.1	93.3	95.2	95.0	100.0
支給事業所数割合(%)	78.6	69.9	73.2	69.9	64.8	95.1	92.8	95.9	95.1	100.0
障害者福祉事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
支給労働者1人平均支給額(千円)	222	193	237	260	191	316	194	287	258	307
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	1.05	1.01	1.24	1.22	1.02	1.41	1.07	1.39	1.24	1.23
支給労働者数割合(%)	73.5	78.4	69.3	78.7	78.1	54.5	69.8	75.4	96.8	100.0
支給事業所数割合(%)	69.6	79.4	75.4	76.3	76.5	81.8	91.7	95.8	93.3	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

*厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する事業所で常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページ内の全国調査（年末賞与の結果）から確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q & A



『定年再雇用後の継続勤務と無期転換に係る特例』



当施設は、定年を 60 歳とし、定年後は 65 歳まで 1 年ごとの有期労働契約で再雇用しています。昨今の人手不足の中、もうすぐ 65 歳を迎える職員に、65 歳以降も勤務してもらいたいと考えています。引き続き働いてもらうことはできますか？ できるのであれば注意点を教えてください。



施設が引き続き働くことを打診し、本人の同意があれば、引き続き働いてもらうことは可能です。ただし、通算 5 年を超えて有期労働契約を更新し、本人から申込みがあった場合には、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ転換することになります（無期転換ルール）。定年後の再雇用の場合には、無期転換ルールについて特例が設けられているので、特例の適用も考えましょう。

詳細解説：

1. 無期転換ルール

原則として、同一の施設で通算 5 年を超えて有期労働契約が更新された場合、契約職員や



パートタイマーであっても、本人からの申込みにより、次の労働契約より無期労働契約に転換できるようになっています（無期転換申込権）。このルールは、定年後に引き続き雇用される有期労働契約の職員についても適用されますが、特例が設けられています。

2. 無期転換に係る特例

定年再雇用者の無期転換申込権に係る特例を利用するためには、対象となる職員に関して、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。この認定を受けることにより、定年後に引き続き雇用する間は、無期転換申込権が発生しません（図表参照）。この特例の対象となる

職員は、当施設で定年を迎えた職員であり、他施設等で定年を迎え、定年後に新たに当施設へ入職した職員は対象となりません。なお、この特例の対象となった職員に対して、有期労働契約の締結・更新時に、無期転換申込権が発生しないことを明示する必要があります。

〔図表〕

要件を満たした上で定年後に有期労働契約で継続雇用する職員の場合※



定年後はもちろんのこと、65 歳といった再雇用の上限年齢を迎えても働いてもらいたいと考える施設や、働くことを希望する職員が増えています。今回のように、65 歳以降も体力や意欲に応じて働くことのできる制度を検討していきたいものです。

※厚生労働省パンフレット「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000818698.pdf>

